

吹田市公民館条例の一部改正の骨子案

1 概要

令和4年（2022年）11月に児童センター、地区公民館、図書館の3施設からなる複合施設「まちなかりビング北千里」をオープンしました。多世代交流事業、施設の使用許可、施設の維持管理等の業務については、民間のノウハウを活用することで効率的かつ効果的に管理運営ができるよう指定管理者制度を導入しています。

一方、北千里地区公民館の主催講座、研修会等の企画及び運営等の業務については、市直営で実施していますが、今後はこれまで以上に複合施設の利点を最大限に生かし、民間のノウハウを活用した講座や事業等を実施し、利用者にとってより良い施設とするため、当該業務についても指定管理者に実施させることとします。

これらに必要な事項を定めるため、条例を一部改正するものです。

2 改正内容

公民館の業務の企画及び運営に関する事項の全部を北千里地区公民館の指定管理者の業務とします。

3 施行予定年月日

令和6年（2024年）4月1日から施行します。